

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	仮想通貨を活用した新たな取引への対応に向けた規制導入	
担当部局	金融庁企画市場局市場課 金融庁企画市場局企業開示課	電話番号： 03-3506-6000(内線2393) 電話番号： 03-3506-6000(内線3846) e-mail: RIA@fsa.go.jp e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成31年3月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的、必要性等】 仮想通貨(暗号資産)に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内における仮想通貨交換業者の破綻を受け、仮想通貨の支払・決済手段としての性格に着目し、仮想通貨交換業者について、犯罪収益移転防止法における本人確認義務の導入等のマネーロンダリング・テロ資金供与対策や、資金決済法における説明義務等の一定の利用者保護規定の整備が図られ、2017年4月から施行された。 しかし、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が投機の対象になっている、との指摘もなされているほか、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達等の新たな取引の登場等、当初想定されなかった新たな動きも見られた。 こうした仮想通貨を活用した新たな取引について、利用者保護や取引の適正化に向けた取組みを徹底する必要がある。</p> <p>【改正の内容】 仮想通貨証拠金取引については、既に、国内において相当程度の仮想通貨証拠金取引が行われている一方、利用者からの相談も相当数寄せられている現状等を踏まえ、外国為替証拠金取引と同様の規制の対象とし、仮想通貨証拠金取引を取り扱う事業者に登録制を導入した上で、仮想通貨のリスクに関する説明義務や不正な行為を禁止する等の措置を講じる。 また、ICO(Initial Coin Offering)については、詐欺的な事案が多いなど、様々な問題への指摘が多い一方で、新たな資金調達手段としての将来の可能性も含めた一定の評価もあることを踏まえ、機能やリスクに応じて規制内容を明確化した上で、利用者保護や適正な取引の確保を図っていく。具体的には、仮想通貨による出資など、収益分配を約して仮想通貨の調達を行う投資性を有するICOについて、金融規制の対象となることを明確化し、投資性ICOを取り扱う事業者に登録制を導入する。また、資金調達に当たって企業等が発行するICOトークンの流通性の高さや投資家のリスク等を踏まえ、株式等と同様に、発行者に公衆縦覧型の発行・継続開示を義務付けるとともに、ICOトークンの仲介業者を証券会社と同様の業規制の対象とするほか、不正な行為を禁止する等の措置を講じる。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法第2条、第2条の2、第3条、第28条、第29条の2、第43条の6、第185条の22、第185条の23、第185条の24等
想定される代替案	代替案: 仮想通貨証拠金取引、投資性ICOを取り扱う事業者に対する届出制を導入し、当局への取引実態の情報提供に係る措置を規定するとともに、報告徴取・検査、業務改善命令、業務停止命令等の所要の監督規定を設ける。	
直接的な費用	費用の要素	代替案1の場合
(遵守費用)	仮想通貨交換業者のうち、現在、仮想通貨証拠金取引を取り扱う7社に加え、今後、投資性ICOを取り扱う事業者において、登録に係る事務費用、業務の適正な遂行の確保に係る法令順守・内部管理態勢強化のための追加的な人員・体制の配置に係る費用等が発生する。	仮想通貨証拠金取引、投資性ICOを取り扱う事業者における届出に係る費用、当該業者における行政機関への報告に係る規制の遵守費用等が発生する。
(行政費用)	仮想通貨証拠金取引、投資性ICOを取り扱う事業者の登録申請に係る事務費用、当該業者の行為規制の実施状況等に係る検査・監督費用が発生する。	国において、仮想通貨証拠金取引、投資性ICOを取り扱う事業者の届出受理、当該業者に対する検査・監督を行うための行政費用が発生する。
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案1の場合
	仮想通貨証拠金取引、投資性ICOを取り扱う事業者について登録制を導入することにより、登録拒否要件に該当する業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な事業者の参入を排除することができる。また、登録を受けた事業者に対して、利用者保護のための各行為規制等を課した上、必要に応じ監督上の措置を講じることを通じて、利用者保護や取引の適正化が期待される。	届出制の導入により、仮想通貨証拠金取引、投資性ICOを取り扱うとして届出を行った事業者に対し、取引実態に係る情報提供等を求めることにより、当局が仮想通貨証拠金取引、投資性ICOの実態を把握できる。これにより、仮想通貨証拠金取引、投資性ICOによって生じる利用者の財産被害や不適正取引等に対する懸念に一定程度対応することができる。

副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案1の場合
	<p>仮想通貨証拠金取引・投資性ICOについて、金融規制の対象となることを明確化し、各種行為規制等を課すことで、利用者保護や取引の適正化に向けた取組みを徹底することにより、利用者がより内部管理態勢等の整備が図られた事業者に変更するインセンティブを生み、適正なサービスの提供に向けた事業者間競争が促進される。</p>	<p>本案と同様。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と効果(便益)の関係等)</p>	<p>(本案の場合) 仮想通貨証拠金取引、投資性ICOを取り扱う事業者における登録申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する。一方、仮想通貨を活用した新たな取引に適用されるルール明確化等を図ることにより、利用者保護や取引の適正化に向けた取組みの徹底を図るとともに、適正・明確なルールの下での、イノベーションの促進も期待される。これらの便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は妥当と考えられる。</p> <p>(代替案の場合) 本案よりも参入規制等が緩やかであるため、仮想通貨証拠金取引、投資性ICOを取り扱う事業者の遵守費用は本案を下回る。 一方、届出により仮想通貨証拠金取引を行うこと、投資性ICOを取り扱うことを可能とすれば、体制整備・リスク管理が必ずしも十分でない事業者が当該取引を行うことを防止することができず、利用者保護に欠ける取引が行われる可能性が、登録制の下で当局が登録審査を行う本案の場合よりも高くなり、利用者保護や取引の適正化に向けた取組みの徹底が困難である。また、参入規制が緩やかになることにより、参入する事業者の数が増えると、国における検査・監督等の行政費用は本案を上回ることが想定される。 以上より、代替案は、仮想通貨証拠金取引、投資性ICOを取り扱う事業者の遵守費用は本案を下回るものの、むしろ便益は本案を下回り、行政費用も本案より大きくなることを考慮すれば、本案が妥当と考えられる。</p>	
<p>その他関連事項</p>		
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>「資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	
<p>備考</p>		